横浜植物防疫協会からのお知らせ

条件付き輸入生果実関係

【オーストラリア連邦産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則等の 一部改正について】

(マンゴウ生果実の輸入解禁条件から品種記載がなくなったため)

農林水産省消費·安全局長から下記のとおり連絡がありましたので、 お知らせします。

【主な改正点】

マンゴウ生果実の輸入解禁条件から品種記載がなくなったことから、省令及び告示が改正されました。また、検疫条件や名称変更がなされたため、局長通達が改正されました。

詳細については別添1,2,3をご確認願います。

以上

○農林水産省令第四十四号

植物防疫法 (昭和二十五年法律第百五十一号)第七条第一項第一号の規定に基づき、 植物防疫法施行規則

令和五年九月五日

の <u>ー</u>

部を改正する省令を次のように定める。

農林水産大臣 野村 哲郎

植物防 疫法施行規則 昭 和二十五年農林省令第七十三号) の一部を次のように改正する。

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

| 改正後 | 改正前 |
|--------------------------------|--------------------------------|
| 別表二(第九条関係) | 別表二(第九条関係) |
| (略) | (略) |
| 付表 | 付表 |
| 一 (略) | 一 (略) |
| 二 オーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入さ | 二 オーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入さ |
| れるマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合 | れるアール二イー二種、ケイト種、ケンジントン種、ケント種及 |
| しているもの | びパルマー種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める |
| | 基準に適合しているもの |
| 三~八十八 (略) | 三~八十八 (略) |

この省令は、公布の日から施行する。

附

則

○農林水産省告示第千九十一号

植 物防 疫法施行規則 (昭和二十五年農林省令第七十三号) 別表二の付表第二の規定に基づき、 平成六年十

されるアールニイー二種、ケイト種、 月二十五日農林水産省告示第千四百四十七号(オーストラリアから発送され、 ケンジントン種、ケント種及びパルマー種のマンゴウの生果実に係る 他の地域を経由 しないで輸入

農林水産大臣が定める基準を定める件) の一部を次のように改正し、 公布の日から施行する。

令和五年九月五日

農林水産大臣 野村 哲郎

る改正 次の表により、 一後欄 に掲げる規定 改正 前欄 の傍線部分があるものは、 に掲げる規定の傍線を付した部分 これを当該傍線部分のように改め、 。 以 下 「傍線部分」という。)でこれに対応す 改正後欄に掲げ る規

定 の傍線部分でこれに対応する改正 前欄に掲げる規定の傍線部 分が ない t のは、 これを加え、 改正 前 欄 に · 掲

げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分が ない もの は、 これを削 る。

マンゴウの生果実であって、植物及び地域 改 オーストラリアで生産されたも īF. 後 Ō アールニイー 植 物及び地域 ケイト種 正 ケンジントン種、 前

であること。

輸出国における検査及び証明

た植物検疫証明書が添付してあるものであること。 信ずる旨記載されているオーストラリア植物防疫機関が発行し 査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は オーストラリア植物防疫機関により検査され、かつ、その検

輸出国における消毒

度を摂氏四十七度とし、その温度以上で十五分間消毒すること。 蒸熱処理施設において、飽和蒸気を使用して、生果実の中心温

六 こん包及びこん包場所

(三) (一) 各(二) には、オーストラリア植物防疫機関による封印がなされている 各こん包、束ねたこん包又はこん包が収容されたコンテナー

七 航空携行手荷物の保管場所

管されていたものであること。 がオーストラリア植物防疫機関により指定された場所において保航空携行手荷物として輸入される場合にあっては、当該生果実

九 表示

が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていたこん包又はこん包が収容されたコンテナーには、輸出植物検疫 三の一の検査及び四の消毒が行われた生果実の各こん包、束ね

> 域で生産されたものであること。物防疫機関が濃密な病害虫防除が行われる地区として指定した地 ルマー種のマンゴウの生果実であって、オーストラリア連邦植 ケント種及び

三 生産地における検査及び証明

又は信ずる旨記載されているオーストラリア連邦植物防疫機関の検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、 が発行した植物検疫証明書が添付してあるものであること。 オーストラリア連邦植物防疫機関により検査され、かつ、 そ

兀 生産地における消毒

度を四十七度とし、その温度以上で十五分間消毒すること。 蒸熱処理施設において、飽和蒸気を使用して、生果実の中心温

六 こん包及びこん包場所

(三) (一) 各 (二) いること。には、オーストラリア連邦植物防疫機関による封印がなされてには、オーストラリア連邦植物防疫機関による封印がなされてコンテナー

七 がオーストラリア連邦植物防疫機関により指定された場所におい航空携行手荷物として輸入される場合にあっては、当該生果実 航空携行手荷物の保管場所

が終了している旨及び仕向け地が日本である旨の表示がなされてたこん包又はこん包が収容されたコンテナーには、輸出植物検疫三の円の検査及び四の消毒が行われた生果実の各こん包、束ね て保管されていたものであること。 表示

九

いること。

改

オーストラリア連邦産マンゴウ牛果実に関する植物検疫実施細則(平成6年10月25日付け6農蚕第6660号農蚕園芸局長通達)一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後

オーストラリア産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則

植物防疫法施行規則 (昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。) 別表2の付表第2のオーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマンゴウ生果実に係る植物検疫の実施については、規則、輸入植物検疫規程(昭和25年7月8日農林省告示第206号) 及び平成6年10月25日農林水産省告示第1447号 (植物防疫法施行規則別表2の付表第2のオーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準。以下「告示」という。) に規定するもののほか、この細則の定めるところによる。

1 蒸熱処理施設

告示4の蒸熱処理施設は、次の条件を満たしているものとする。

(1)~(3)(略)

2 こん包及びこん包場所

(1) こん包

告示6の(1) <u>によりこん包する際</u>に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの条件を満たしているものとする。

(削る。)

ア (略)

- <u>イ</u> <u>こん包又は束ねたこん包</u>全体が網 (孔の直径が 1.6 ミリメートル以下のものに限る。) で覆われていること。
- (2) こん 包場所

改正前

オーストラリア連邦産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則

植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)別表2の付表第2のオーストラリア連邦産のR2E2種、ケイト種、ケンジントン種、ケント種及びパルマー種のマンゴウ生果実に係る植物検疫の実施については、平成6年10月25日農林水産省告示第1447号(以下「告示」という。) に規定するもののほか、この細則の定めるところによる。

1 消毒施設

告示4の<u>生産地における消毒のための</u>蒸熱処理施設は、次の条件を満たしているものとする。

 $(1) \sim (3)$ (略)

2 こん包及びこん包場所

(1) こん包

告示6の(1)<u>のこん包</u>に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの条件を満たしているものとする。

<u>ア</u>生果実をこん包に収納する前にポリエチレン等の包装材料(通気孔を設ける場合は孔の直径が 1.6 ミリメートル以下のものに限る。)で包み込んでいること。

イ (略)

- <u>ウ</u> 全体が網 (孔の直径が 1.6 ミリメートル以下のものに限る。) で覆われていること。
- (2) こん包場所

告示6の(2)のこん包場所は、次の条件を満たしているものとする。

ア <u>蒸熱処理施設</u>に接続して設置されており、窓等の開口部にはすべて網 (孔の直径が 1.6 ミリメートル以下のものに限る。) が張られている等、 チチュウカイミバエ又はクインスランドミバエ(以下「ミバエ類」という。) の侵入を防止するための設備であること。

イ・ウ (略)

3 (略)

4 蒸熱処理施設、こん包場所及び保管場所の調査

- (1) 植物防疫官は、告示4の<u>蒸熱処理施設</u>、告示6のこん包場所及び<u>告示7</u>の保管場所について、それぞれ1、2の(2)及び3の(1)の条件を満たすものであることを確認するため、毎年、原則として当該施設及び当該場所の使用開始前に調査を行うものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。
- (2)(1)の調査は、原則として、オーストラリア植物防疫機関が行う日本向けマンゴウ生果実の<u>蒸熱処理施設</u>及びこん包場所の指定のための調査と共同して行うものとする。

5 消毒及び検査の実施の確認

(1)消毒の実施の確認

告示5による消毒の実施の確認は、原則として、オーストラリア植物防疫機関又はオーストラリア植物防疫機関が指定した者と共同して、蒸熱処理施設の設定温度を摂氏。48.0度として、生果実を飽和蒸気により室温から90分間以上(ただし、R2E2種、ケイト種、ケンジントン種、ケント種及びパルマー種のマンゴウの生果実の消毒を行う場合にあっては60分間以上)かけて加温し、引き続き、庫内温度摂氏48.0度以上の飽和蒸気により積み上げられた生果実の上部、中部及び下部の生果実の中心(ただし、蒸熱処理施設が差圧方式で、かつ、同一処理施設内に複数の差圧ユニットを有する場合は、それぞれのユニットの生果実の中心)の温度が摂氏。47.0度以上で15分保持されたこと、生果実の中心温度の測定点が正確であったこと等を確認する。

告示6の(2)のこん包場所は、次の条件を満たしているものとする。

ア <u>消毒施設</u>に接続して設置されており、窓等の開口部にはすべて網(孔の直径が 1.6 ミリメートル以下のものに限る。)が張られている等、チチュウカイミバエ又はクインスランドミバエ(以下「ミバエ類」という。)の侵入を防止するための設備であること。

イ・ウ (略)

3 (略)

4 消毒施設及びこん包場所の調査

- (1) 植物防疫官は、告示4の<u>消毒施設</u>、告示6のこん包場所及び<u>上記3</u>の保管場所について、それぞれ1<u>及び2の(2)</u>の条件を満たすものであることを確認するため、毎年、原則として当該施設及び当該場所の使用開始前に調査を行うものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。
- (2)(1)の調査は、原則として、オーストラリア植物防疫機関が行う日本向けマンゴウ生果実の<u>消毒施設</u>及びこん包場所の指定のための調査と共同して行うものとする。

5 検査及び消毒の実施の確認

(1)消毒の実施の確認

告示5<u>の</u>消毒の実施の確認は、原則として、オーストラリア植物防疫機関と共同して、蒸熱処理施設の設定温度を<u>飽和蒸気により</u>48.0 度と<u>した後</u>、生果実を室温から加温し、積み上げられた生果実の上部、中部及び下部の生果実の中心(ただし、蒸熱処理施設が差圧方式で、かつ、同一処理施設内に複数の差圧ユニットを有する場合は、それぞれのユニットの生果実の中心)の温度が47.0 度に達した後、その温度以上で15 分保持されたこと、生果実の中心温度の測定点が正確であったこと等を確認する。

(2) 輸出検査の確認

ア 告示5<u>による</u>検査の確認は、原則としてマンゴウ生果実のこん包数の2 パーセント以上についてオーストラリア植物防疫機関又はオーストラリ ア植物防疫機関が指定した者が行う検査に立ち会い、検疫有害動植物、特 にミバエ類がないことを確認することをもって行うものとする。

イ・ウ (略)

エ ウの確認を行った生果実が航空携行手荷物として輸送される場合には、 各こん包の表面に植物検疫証明書又は次の様式による植物検疫証票をちょう付させるものとする。

| Phytosanitary | y Certificate Label |
|----------------|---------------------|
| For | MANGO |
| Master Certif | icate No |
| Package No | |
| Date of Disinf | estation: |
| Certified by | |
| (Aus | stralian Inspector) |
| | |

才 (略)

(3) (略)

6 (略)

7 表示

(1) (略)

ア (略)

イ 仕向地の表示

(ア) (略)

(イ) 日本向け

(2) 輸出検査の確認

ア 告示 5<u>の</u>検査の確認は、原則としてマンゴウ生果実のこん包数の2パーセント以上についてオーストラリア植物防疫機関が行う検査に立ち会い、検疫有害動植物、特にミバエ類がないことを確認することをもって行うものとする。

イ・ウ (略)

エ ウの確認を行った生果実が航空携行手荷物として輸送される場合には、 各こん包の表面に植物検疫証明書又は次の様式による植物検疫証票をちょう付させるものとする。

| Phytosanitary | y Certificate Label |
|---------------|----------------------|
| For | MANGO |
| Master Certi | ificate No |
| Package No. | |
| Date of Disir | nfestation: |
| Certified by_ | |
| (Au | ustralian Inspector) |
| Certified by | |
| <u>(J</u> | (apanese Inspector) |
| | |

才 (略)

(3) (略)

6 (略)

7 表示

(1) (略)

ア (略)

イ 仕向地の表示

(ア) (略)

(イ) 日本向

(2) (略)

ア (略)

イ <u>日本における</u>検疫前に封印を破ると<u>、当該生果実の輸入が禁止</u>されること。

8 輸入検査

(1)~(3)(略

(削る。)

(4) ミバエ類が発見された場合は、次により措置するものとする。

ア (略)

イ アのミバエ類が付着した原因についてオーストラリア植物防疫機関と 共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。

附則

この通知は、令和5年9月5日から施行する。

(2) (略)

ア (略)

イ その検疫前に封印を破ると当該マンゴウ生果実は、輸入禁止されること。

8 輸入檢查

(1)~(3)(略)

(4)(1)、(2)及び(3)以外の輸入検査の手続及び方法は、規則及び輸入植物検疫規程(昭和25年7月8日農林省告示第206号)によるものとする。

(5) ミバエ類が発見された場合は、次により措置するものとする。

ア (略)

イ アのミバエ類が付着した原因についてオーストラリア<u>連邦</u>植物防疫機 関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止す ること。